

履 修 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 卒業資格を得るための履修は、学則第15条から第27条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

2 削除

3 履修規程は、各学生に対し、原則として第 1 年次入学時の規定を適用する。

第 2 章 授業科目の履修及び卒業論文

(卒業資格)

第 2 条 卒業の資格を得るためには、学則第15条から第27条において、それぞれ学生の所属する学部・学科の定める履修方法によって授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 外国語学部の学生は前項の規定に加え、選択した学修課程の条件を満たさなければならない。

(1) 英語総合研究

学則第15条別表第 1 の 2 「外国語学部外国語学科」
2 スキル科目におけるコミュニケーション英語Ⅰ（統合基礎）、コミュニケーション英語Ⅱ（統合応用）、
3 専門基礎科目における英語学概論 A、コミュニケーション学入門、4 専門展開科目(1)英語研究科目群における英語圏文学 A（ヨーロッパ）、英語圏文学 B（北アメリカ）、英文法 A、英文法 B、英語音声学を修得しなければならない。また、それ以外に4専門展開科目(1)英語研究科目群から8単位以上修得しなければならない。

(2) フランス語総合研究

学則第15条別表第 1 の 2 「外国語学部外国語学科」
3 専門基礎科目におけるコミュニケーションフランス語基礎 A、コミュニケーションフランス語基礎 B、
4 専門展開科目(2)フランス語研究科目群におけるフランス語文法、フランス語史、フランス語圏文学研究 A、フランス語圏文化研究を修得しなければならない。また、それ以外に4専門展開科目(2)フランス語研究科目群から14単位以上修得しなければならない。

(3) 外国語専門研究

学則第15条別表第 1 の 2 「外国語学部外国語学科」
3 専門基礎科目から 6 単位以上、4 専門展開科目(1)英語研究科目群、(2)フランス語研究科目群、(3)グローバル・コミュニケーション・スタディーズ科目群のいずれか一つにおいて6単位以上修得しなければならない。

第 3 条 削除

第 4 条 削除

(必修科目)

第 5 条 各学部・学科における必修科目を学則別表第 1 のとおり定める。必修科目として指定された授業科目

の単位を修得しない者は、その他の授業科目の単位を修得しても卒業することはできない。

2 外国語学部は前項の規定に加え、履修規程第 2 条第 2 項に必修科目を定める。

(卒業論文)

第 6 条 卒業論文は、指導教授の同意を得て届け出た題目について作成し、卒業年次の所定の期日までに提出しなければならない。提出期日は、毎年これを定める。

第 7 条 削除

第 8 条 卒業論文については、次に掲げるとおり定める。

(1) 卒業論文は、専攻科目又は専攻科目と関連のある事項について、作成しなければならない。

(2) 卒業論文は、各学部・学科が別に定める作成要領に従って、作成するものとする。なお、作成要領は毎年 6 月 1 日までに掲示板に掲示する。

(3) 卒業論文は、所定の日時までに、必ず提出しなければならない。所定の日時に遅れて提出されたものは、受理しない。

(4) 卒業論文の審査は、指導教授が行い、必要があれば、これについて口頭試問を行う。

(各年次別履修単位)

第 9 条 学生が各年次において履修できる最高単位数及び履修しなければならない最低単位数は、別表 1（各年次別履修単位表）に定めるとおりとする。

第 10 条 特に指定して開講した授業科目又は休暇中に特に開講した授業科目については、前条の規定にかかわらず、履修することができる。この場合は、別に履修費を納入しなければならないことがある。

(履修年次)

第 11 条 各学部・学科・専攻において、各年次の学生が履修できる授業科目は、各学部の定めるところによる。ただし、教務上の都合により、多少変更することがある。

(在学期間の延長)

第 12 条 各学部・学科において最初の 2 年間に次に掲げる単位（卒業に必要な単位には含まれない授業科目の単位を除く。なお、学則第 30 条に定めるところの、国内外の大学に留学し、学修した学生については、換算される単位を含む。）を修得できなかった者は、在学期間を 1 年延長しなければならない。

(1) 神学部神学科においては 51 単位以上

(2) 外国語学部外国語学科においては 57 単位以上

(3) 商学部商学科においては 60 単位以上（英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び中級英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのうち 6 単位以上を含む。）

(4) 商学部経営学科においては 60 単位以上（英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び中級英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳのうち 6 単位以上を含む。）

(5) 経済学部経済学科においては 59 単位以上

- (6) 経済学部国際経済学科においては59単位以上
- (7) 法学部法律学科においては56単位以上（導入科目4単位以上を含む。）
- (8) 法学部国際関係法学科においては56単位以上（導入科目4単位以上を含む。）
- (9) 人間科学部児童教育学科においては51単位以上
- (10) 人間科学部社会福祉学科においては57単位以上
- (11) 人間科学部心理学科においては54単位以上
- (12) 国際文化学部国際文化学科においては57単位以上（「リテラシー領域科目①外国語」の必修又は選択必修外国語6単位以上を含む。）

第12条の2 前条に該当する者が、次の各号のいずれかを満たした場合は、在学期間1年延長の義務を免除することができる。

(1) 神学部

3年次終了時において、あと1年間で受講できる最高単位数を受講することでもって卒業単位修得が可能とみなされること。

(2) 外国語学部

3年次終了時において、卒業に必要とされる総単位数の4分の3以上を修得すること、又は4年次終了時において、卒業に必要とされる単位を修得すること。

(3) 商学部

3年次終了時において、卒業に必要とされる総単位数の4分の3以上並びに卒業に必要とされる英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び中級英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの単位を修得すること、又は4年次終了時において、卒業に必要とされる単位を修得すること。

(4) 経済学部

3年次終了時において、卒業に必要とされる総単位数の4分の3以上の単位を修得すること、又は4年次終了時において、卒業に必要とされる単位を修得すること。

(5) 法学部

3年次終了時において、卒業に必要とされる総単位数の4分の3以上及び卒業に必要とされる導入科目の単位を修得すること、又は4年次終了時において、卒業に必要とされる単位を修得すること。

(6) 人間科学部

3年次終了時において、卒業に必要とされる総単位数の4分の3以上を修得すること、又は4年次終了時において、卒業に必要とされる単位を修得すること。

(7) 国際文化学部

3年次終了時において、卒業に必要とされる総単位数の4分の3以上及び卒業に必要とされる「リテラシー領域科目①外国語」の必修又は選択必修外国語8単位以上を修得すること、又は4年次終了時において、卒業に必要とされる単位を修得すること。

（法務コース）

第13条 法学部法律学科及び国際関係法学科に法務コースを置く。法務コースについて、必要な事項は別に定める。

（教職課程）

第14条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「施行規則」という。）に基づいて、教育職員免許状を受けるための単位の修得方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状を受けるためには、免許法及び施行規則に従って、所定の教科及び教職に関する科目（「教科及び教科の指導法に関する科目」について中学校教諭一種免許状取得の場合は28単位以上、高等学校教諭一種免許状取得の場合は24単位以上、「教育の基礎的理解に関する科目」について中学校教諭一種免許状取得の場合、高等学校教諭一種免許状取得の場合共に必修科目12単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について中学校教諭一種免許状取得の場合は必修科目10単位、高等学校教諭一種免許状取得の場合は必修科目8単位、「教育実践に関する科目」について中学校教諭一種免許状取得の場合は必修科目7単位、高等学校教諭一種免許状取得の場合は必修科目5単位を修得しなければならない。また、中学校教諭一種免許状取得の場合は「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上修得しなければならない。高等学校教諭一種免許状取得の場合は「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得しなければならない。）を修得しなければならない。
- (2) 小学校教諭一種免許状を受けるためには、免許法及び施行規則に従って、教科及び教職に関する科目の「教科及び教科の指導法に関する科目」について教科に関する専門的事項（小学校の教科のうち、10教科）10単位以上、各教科の指導法（小学校の教科のうち、10教科について、それぞれ必修科目2単位）20単位、「教育の基礎的理解に関する科目」について必修科目10単位、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について必修科目10単位、「教育実践に関する科目」について必修科目7単位、「大学が独自に設定する科目」のうちから2単位、合計59単位以上を修得しなければならない。
- (3) 幼稚園教諭一種免許状を受けるためには、免許法及び施行規則に従って、教科及び教職に関する科目の「領域及び保育内容の指導法に関する科目」について領域に関する専門的事項について必修科目6単位、保育内容の指導法について必修科目12単位、「教育の基礎的理解に関する科目」について必修科目12単位、「道徳、

総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について必修科目5単位、「教育実践に関する科目」について必修科目7単位、「大学が独自に設定する科目」のうちから9単位、合計51単位以上を修得しなければならない。

2 前項の履修方法は、別に定める。

第14条の2 教育職員免許状を受けるためには、教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作）の単位を修得しなければならない。

第14条の3 小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状を受けるためには、小学校及び中学校の教諭の普通免許状に係る教育職員免許法の特例等に関する法律に基づく介護等体験を実施しなければならない。

第15条 第14条第1項第1号の教科及び教職に関する科目における「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」の単位は、卒業に必要な単位のうちには算入されない。

第16条 第14条第1項第1号の場合、学生は、第9条に規定された最高単位のほかに、教科及び教職に関する科目における「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」を履修することができる。ただし、そのうち教育実習については、その前年度までに履修したすべての科目の成績において、平均1.75以上の成績を得た者でなければ履修することができない。

2 前項の場合の成績の平均は、S4、A3、B2、C1及びD0の基準で算出する。

3 第1項の科目のうち教育実習は、第4年次において履修することができる。ただし、そのためには、その前年度までに教科教育法、教育課程論、教師論、教育相談のうち、4単位以上を修得していなければならない。

第16条の2 第14条第1項第2号の場合、教育実習を履修するためには、その前年度までに次の諸科目の単位を修得していなければならない。

(1) 教育の基礎的理解に関する科目のうち、教育の理念と歴史

(2) 教育の基礎的理解に関する科目の発達と学習の心理学、教師論及び[遠隔]データリテラシーのうち、2科目4単位以上

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目の各教科の指導法（10科目の指導法）のうち、3科目6単位以上

(4) 教科に関する専門的事項のうち、4科目8単位以上

第16条の3 第14条第1項第3号の場合、教育実習を履修するためには、その前年度までに次に掲げる科目の単位を修得していなければならない。

(1) 保育原理

(2) 領域及び保育内容の指導法に関する科目のうち、保育内容総論

(3) 領域及び保育内容の指導法に関する科目の保育内容（健康）、保育内容（人間関係）、保育内容（環境）、保育内容（言葉）、保育内容（表現）のうち、3科目6単位以上

(4) 領域に関する専門的事項のうち、幼児と表現（音楽）

第17条 第14条第1項第1号の場合、教科及び教職に関する科目における「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」を履修しようとする者は、所定の期日までに履修の届出をし、かつ、所定の履修費を納入しなければならない。

2 前項の履修費は、いったん納入した後は、どのような理由があっても返還しない。

（博物館学芸員課程）

第17条の2 博物館学芸員となる資格を取得するためには、博物館法及び博物館法施行規則の定めるところに従って、必修科目の全部及び選択科目の同一科目のA及びBの4単位を2系列以上からそれぞれ修得しなければならない。

第17条の3 前条に定める科目の単位は、卒業に必要な単位のうちには算入されない。ただし、学生の修得した前条の科目が、その所属学部・学科・専攻の授業科目と共通する場合は、この限りでない。

第17条の4 学生は、第9条に規定された最高単位のほかに、第17条の2に定める科目の単位を修得することができる。ただし、前条ただし書に定める授業科目の単位を除く。

2 博物館実習は、3年次（その1）と4年次（その2）に分けて行う。

3 博物館実習（その2）を履修するためには、その前年度までに博物館実習（その1）を履修合格しておくとともに、次の諸科目の単位を原則として修得していなければならない。

(1) 博物館概論及び博物館教育論

(2) 選択科目のうち、同一科目のA及びBの計4単位を2系列以上から

第17条の5 第17条の2に定める科目を履修しようとする者は、所定の期日までに履修の届け出をし、かつ、所定の履修費を納入しなければならない。

2 前項の履修費は、いったん納入した後は、どのような理由があっても返還しない。

（社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験資格）

第17条の6 人間科学部社会福祉学科において、社会福祉士国家試験受験資格を取得するためには、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1号に定めるところに従って、所定の単位を修得しなければならない。また、精神保健福祉士国家試験受験

資格を取得するためには、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第1号に定めるところに従って、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法は別に定める。

（司書教諭資格）

第17条の7 司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）の定めるところに従って、所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の履修方法は別に定める。

第3章 受 講

（受講の原則）

第18条 授業科目を履修するためには、授業科目の講義（実技及び実習の授業を含む。以下同じ。）を受講しなければならない。

（講義期間）

第19条 講義は、その開講期間によって、次の4種類とする。

- (1) 通年講義（1年間継続の講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇期間又は不定期に行う講義）

第19条の2 学長は、部長会議の議を経て前期開講期間の終期、後期開講期間の始期については変更することができる。

（開講基準）

第20条 選択科目は、年度により、開講しないことがある。

2 開講した講義でも、受講人員が5名未満の場合には、原則として開講を取りやめる。

3 神学部の開講基準は別に定める。

（受 講）

第21条 同一時間には、ただ一つの講義しか受講することができない。

（受講の制限）

第22条 各講義は、その内容、教室の都合等により、受講資格を限定し、又は、受講人員を制限することができる。

（選択受講及び講義指定）

第23条 同一授業科目につき、二つ以上の講義が開講されているときは、選択して受講することができる。ただし、授業の都合上、受講すべき講義を特に指定しているときは、この限りでない。

（通年講義の受講）

第24条 通年講義は、前期から継続してでなければ受講することができない。

（履修登録）

第25条 受講のためには、学年暦所定の期間中に、履修登録を行わなければならない。

2 正当な理由がなく、前項の期間中に履修登録を行わない者は、受講することができない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学年始めに履修登録を受け付ける。

- (1) 通年講義の受講
- (2) 前期完結講義の受講
- (3) 後期完結講義の受講
- (4) 集中講義の受講

第27条 履修登録を行っていない授業科目は、たとえ受講し、かつ、試験に合格しても無効とする。

（受講の変更、取消及び追加）

第28条 履修科目の変更、取消及び追加は、所定の期間中のみ受け付ける。ただし、必修科目の取り消しは、認めない。

第29条 削除

第4章 単位の修得

（単位の修得）

第30条 一つの授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、試験に合格しなければならない。

2 試験に合格しなかった場合、その授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を再履修しなければならない。

（超過単位）

第31条 一つの授業科目について、2度履修し試験に合格しても、学則別表第1所定以上の単位は与えない。

第5章 試験及び成績

（試 験）

第32条 試験は、学則第25条所定の学期末試験のほか、臨時にこれを行うことがある。

2 前項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、課題（レポート・制作物等）、又は実習などにより行う。

（受験資格）

第33条 次の各号の1に該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、その学期において履修していないとき。
- (2) 授業料その他の納付金未納のとき。
- (3) 受験に際して、有効な学生証を携帯していないとき。
- (4) 試験開始時刻に遅刻したとき。

（成 績）

第34条 成績は、試験によって定める。なお、試験及び評価の方法、基準等は、各授業科目の講義要綱（シラバス）に定める。

第35条 学則第26条所定の成績評語、並びに各評語の意味、判定及び素点は、別表2（成績評価基準）に定めるとおりとする。

2 学生及び保証人への成績通知には、前項の評語を用いる。

(グレード・ポイント・アベレージ)

第35条の2 前条の成績評語に対して別表2(成績評価基準)に定めるグレード・ポイント(以下「GP」という。)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のグレード・ポイントの平均(以下「GPA」という。)を算出する。

2 GPAは、修得した授業科目の単位数に、成績に応じたGPを乗じ、その総和を履修登録単位数の合計で除して算出する。なお、計算値は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までの数値を表記する。

[計算式]

$$\frac{4 \times S + 3 \times A + 2 \times B + 1 \times C}{\text{総履修登録単位数 (D・Xの単位数を含む)}}$$

3 GPAの対象外授業科目は、次のとおりとする。

- (1) T(単位認定)の科目
- (2) 2段階評定科目P(合格)、F(不合格)の科目
- (3) 教職課程科目等の卒業所要単位数に算入しない科目

4 学生及び保証人への成績通知にGPAを記載する。

5 GPAの活用については、別に定める。

(DP観点別評価)

第35条の3 DP観点別評価の標語、評点及び水準は、別表3(DP観点別評価基準)に定めるとおりとする。

2 DP観点別評価基準の評点(以下「評点」という。)を用いて、不合格の授業科目を含めて、取得したDP得点の合計を算出する。

3 DP得点の合計は、履修した授業科目の単位数に、成績に応じた評点及び設定されたDP寄与率を乗じ、その総和で算出する。

[計算式]

$$\text{単位数} \times \text{評点} \times \text{寄与率} = \text{得点}$$

4 教職課程科目等の卒業所要単位数に算入しない科目は、DP観点別評価の対象外授業科目とする。

5 DP観点別評価の活用については、別に定める。

(追試験)

第36条 別に定める理由によって、定期試験期間に実施される学期末試験を受けることができない者に対しては、本人の申請を受け、所定の手続を経た上で、追試験を行うことがある。なお、追試験申請から実施までの取扱いについては、学生部会議にて別に定めた申し合わせのとおりとする。

第37条 削除

第38条 追試験の期日は、その都度、決定する。

第39条 追試験料は、1科目につき2,000円とし、既納の追試験料は、返還しない。なお、申請が受理された時点で、支払義務が発生するものとする。

(再試験)

第40条 不合格になった授業科目についての再試験は、行わない。

(規程の改廃)

第41条 この規程の改廃は、教務部会議の議を経て、部長会議が処理する。この場合において、その実施には、学長の承認を得ることとする。

付 則

この規程は、1953(昭和28)年4月1日から施行する。

・
・
・

附 則(2013(平成25)年4月1日履修規程)

この履修規程は、2013(平成25)年4月1日から施行し、2013(平成25)年度第1年次入学生から適用する。

附 則(2015(平成27)年6月9日履修規程)

この規程は、2015(平成27)年6月9日から施行し、2015(平成27)年4月1日から適用する。

附 則(2019(平成31)年4月1日履修規程)

1 この規程は、2019(平成31)年4月1日から施行し、2019(平成31)年度第1年次入学生から適用する。

2 第8条、第9条、第13条、第19条、第20条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条及び第34条については、在学生全員に適用する。

3 第14条、第15条、第16条、第16条の2、第16条の3及び第17条については2019年度及び2020年度第3年次編入学者及び学士入学者にも適用する。

附 則(2020年4月1日履修規程)

1 この規程は、2020年4月1日から施行し、2020年度第1年次入学生から適用する。

2 第13条については、2019年度第1年次入学生から適用する。

3 第35条および第35条の2については、在学生全員に適用する。ただし、第35条の2第2項に定める計算式に関し、2019年4月1日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則(2021年4月1日履修規程)

この規程は、2021年4月1日から施行し、2021年度第1年次入学生から適用する。ただし、第36条、第37条、第38条及び第39条については、在学生全員に適用する。

附 則(2023年4月1日履修規程)

この規程は、2023年4月1日から施行し、2023年度第1年次入学生から適用する。

附 則(2024年4月1日履修規程)

この規程は、2024年4月1日から施行し、2024年度第1年次入学生から適用する。